



安全・安心 まちづくり情報

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』 春季火災予防運動 3月1日(月)~3月7日(日)

3月に入ると冬の寒さも峠を越え、火の取り扱いに対する注意心が緩みがちになります。また、空気が乾燥し、風の強い日が多いことから、火災が発生しやすい季節です。一人一人が防火について考え、火災の発生を防ぎましょう。

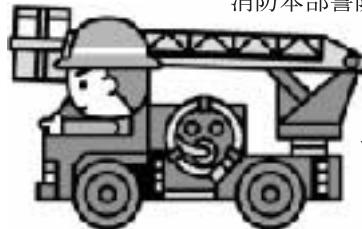
《住宅防火 いのちを守る 7つのポイント》

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



消防本部警防課 ☎60-0177

全国消防イメージ
キャラクター
「消太」

平成21年消防本部管内火災概況

火災件数	合計	16件	出火原因
内 訳	建物	12件	こんろ 3件
	車両	1件	火遊び 2件
	その他	3件	放火の疑い 2件
			たばこ 1件
			その他・不明 8件

全国山火事予防運動も実施中！！

「消さないで 小さな命の 帰る場所」

安全安心まちづくり

家電リサイクルにご協力を

環境課 内線551～553

家電リサイクル法により、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンなどの特定家電5品目については、処分する際にリサイクルすることが義務付けられています。

これらをごみステーションに出すと不法投棄となりますのでご注意ください。

<家電5品目の処分方法>

- 買い替えの場合は、買い替えをした販売店でリサイクル料金や運搬料を確認し、引き取ってもらいます。
- その商品を購入した販売店がわかる場合には、その販売店でリサイクル料金や運搬料を確認し、引き取ってもらいます。
- 特定家電リサイクル券取扱・収集運搬業者に問い合わせ、リサイクル料金・運搬料金を確認し、引き取ってもらいます。
- 郵便局でリサイクル券を購入後、役場でリサイクル集積所までの運搬の申し込みをします。（役場で運搬料金を納付します。）

そのごみ、ちょっと待った!!

環境課 内線551～553

法律により禁止されている、収集業務に支障をきたす、危険物である、処理ができないなどの理由で、次のごみは収集できません。

大量に出るごみ

引越し、倉庫などの掃除、庭木の剪定などで大量に出るごみは、直接美化センターに持ち込むか、回収業者などに運搬、処理を依頼してください。

危険なもの

- 発火、爆発のおそれのあるもの
…プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、塗料など
- 有害、有毒なもの
…薬品類、農薬類、廃油など
→ 販売店などに相談してください。

処理できないもの

- 自動車・オートバイ部品、バッテリー、ホイール、タイヤ、消火器、金庫、ピアノ、業務用機器、石、土、レンガ、コンクリートブロックなど
→ 販売店または産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。

パソコン

特定家電5品目と同様に、リサイクルが義務付けられています。各メーカーまたは一般社団法人 パソコン3R推進協会（☎03-5282-7685 E-mail webmaster@pc3r.jp）にお問い合わせください。

なお、周辺機器（プリンター、マウス、サーバーなど）は50cmを超えない限り、不燃ごみとして排出できます。